【参考資料】トリガールームの具体事例

みらいエコ住宅2026事業

本事業のリフォームでは、本事業においてあらかじめ定められた組み合わせの工事(＝要件化工事)を行う必要があります。この「要件化工事」を行った「外皮に面する開口部を有する1つの居室」を「トリガールーム」といいます。

本紙では、トリガールームとして指定可能である居室について、説明します。

具体事例①

トリガールームとして指定する居室に必要なポイントは以下です。

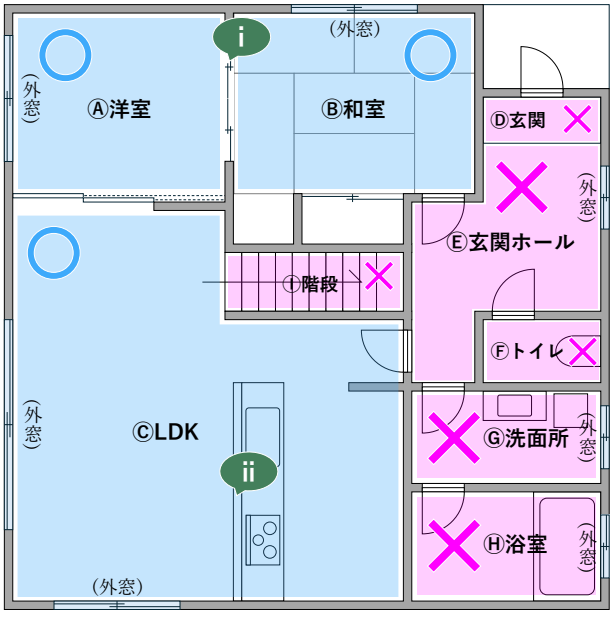
Point 1　居室であること

居室OK例：居間(リビング)、寝室、子供部屋、台所(キッチン)、書斎 等
居室NG例：トイレ、浴室、洗面室、廊下、納戸、倉庫、玄関ホール、車庫 等

Point 2　外皮に面する開口部を有すること

※トリガールームとして選定する場合、0.2㎡以上の開口部をもつ居室である必要があります。

【1階】



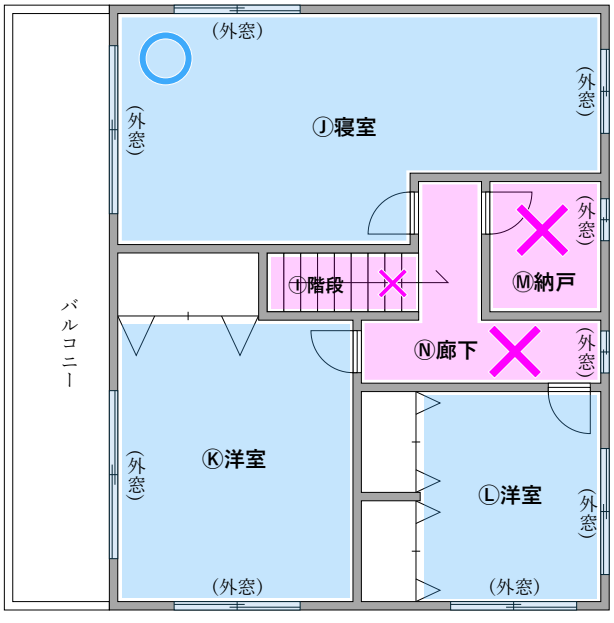
Ⓐ洋室
Ⓑ和室
ⒸLDK
➡ ○ トリガールームとして指定可能
※いずれか一つの居室の指定で交付申請が可能です。

≪留意点≫
◆Ⓑ和室：　Ⓐ洋室との間は、襖があり、仕切られているとみなす。(i)
※襖がない場合も、敷居を以て仕切られているとみなす。
◆ⒸLDK：　仕切りがないため、LDK全体でトリガールームとする。(ii)

Ⓓ玄関　Ⓖ洗面所
Ⓔ玄関ホール　Ⓗ浴室
Ⓕトイレ　Ⓘ階段
➡ × トリガールームとして指定不可

Point
◆居室ではない。
◆Ⓘ階段については、1階と2階をつなぐ通路としての役目を果たし、リビングから独立した空間とみなす。そのため、Ⓘ階段は非居室とし、ⒸLDKをトリガールームとして指定する場合であっても、Ⓘ階段は、トリガールームの居室の範囲に含めない。

【2階】



Ⓙ寝室
Ⓚ洋室
Ⓛ洋室
➡ ○ トリガールームとして指定可能
※いずれか一つの居室の指定で交付申請が可能です。

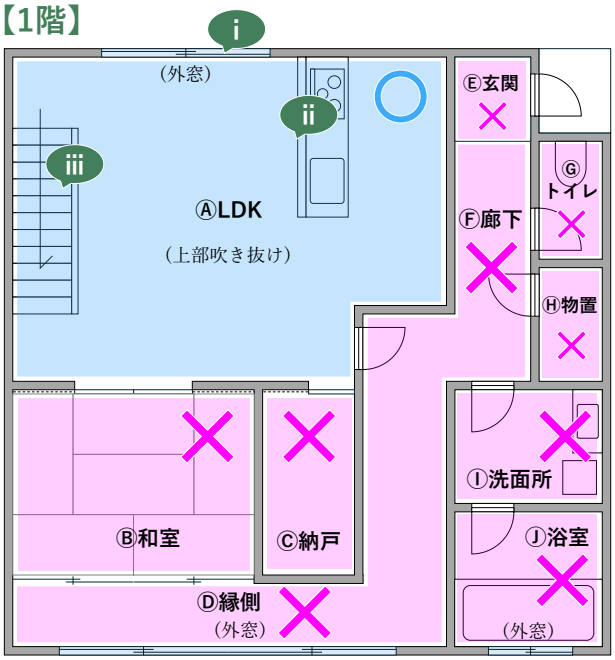
Ⓘ階段
Ⓜ納戸
Ⓝ廊下
➡ × トリガールームとして指定不可

Point
◆居室ではない

【参考資料】トリガールームの具体事例

具体事例②

【1階】



Ⓐ LDK → **○ トリガールームとして指定可能**

※いずれか一つの居室の指定で交付申請が可能です。

≪留意点≫

◆2階の吹き抜け部分も含め、外皮に面する開口部はすべて断熱改修が必要。(i)
※吹き抜け部も含めてトリガールームとみなします。

◆仕切りがないため、LDK全体でトリガールームとする。(ii)
1階と2階は吹き抜けとなり、階段はLDKと同一空間内にあることから、トリガールームの居室の範囲とする(iii)

Ⓑ和室　Ⓕ廊下　Ⓙ浴室
Ⓒ納戸　Ⓖ トイレ
Ⓓ縁側　Ⓗ物置
Ⓔ玄関　Ⓘ洗面所

→ **× トリガールームとして指定不可**

Point

≪Ⓑ和室≫

◆居室であり、壁・建具・敷居で仕切られているが、外皮に面する開口部がない
※縁側は非居室であるため、Ⓑ和室には含めない。
また外皮に面する開口部は、縁側にあるため、Ⓑ和室には外皮に面する開口部がない

≪Ⓒ納戸～Ⓙ浴室≫

◆居室ではない

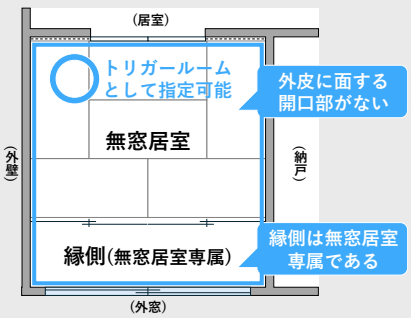
※無窓居室と縁側*1の取扱いについて

無窓居室(＝外皮に面する開口部を有しない居室)はトリガールームとして指定できません。

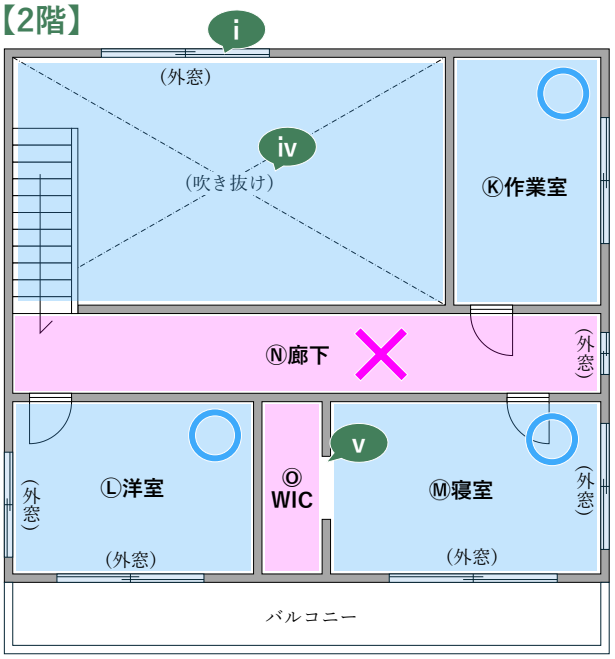
ただし、無窓居室であっても、当該「居室専属の縁側*2」に隣接する場合に限り、無窓居室と当該縁側を含めた一体の空間をトリガールームとして指定することができます。

＊1 和風建築等で見られる、部屋(主に和室や畳敷きの空間)と屋外(庭)に面する窓との間に設けられた空間

＊2 部屋と部屋をつなぐ通路や廊下として使用する縁側は含みません。



【2階】



Ⓚ作業室
Ⓛ洋室
Ⓜ寝室

→ **○ トリガールームとして指定可能**

※いずれか一つの居室の指定で交付申請が可能です。

≪留意点≫

◆2階の吹き抜け部は、1階のⒶLDKと同一空間であることから、トリガールームの居室の範囲とする。(iv)

◆Ⓜ寝室内にあるウォークインクローゼット(WIC)は、寝室との境界に建具がありませんが、WICが非居室であるため、当該境界(v)をもって、仕切りとみなします。

Ⓝ廊下
Ⓞ WIC

→ **× トリガールームとして指定不可**

Point

◆居室ではない